

公立大学法人宮崎県立看護大学職員の懲戒に関する規程

平成 29 年 4 月 1 日

規程第 56 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人宮崎県立看護大学職員就業規則（平成 29 年規則第 2 号。以下「職員就業規則」という。）第 45 条第 2 項及び公立大学法人宮崎県立看護大学非常勤職員就業規則（平成 29 年規則第 4 号。以下「非常勤職員就業規則」という。）第 33 条第 2 項に基づき、公立大学法人宮崎県立看護大学（以下「法人」という。）に勤務する職員の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の原則)

第 2 条 懲戒処分は、理事長が行う。

(懲戒の手続)

第 3 条 理事長は、懲戒処分として戒告、減給、出勤停止又は解雇の処分をする場合においては、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

2 前項に規定する書面の交付は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合には、その旨並びに当該書面に記載された事項を法人が定める公告の方法をもって交付に替えることができるものとし、公告された日から 2 週間を経過したときに書面の交付があったものとみなす。

(懲戒処分の量定)

第 4 条 懲戒処分における標準的な処分量定は、理事長が別に定める。

(損害賠償)

第 5 条 理事長は、職員が懲戒に該当する事由を生じさせたことによって法人に損害が発生したときは、職員就業規則第 44 条及び非常勤職員就業規則第 32 条に規定する懲戒処分とは別に、当該職員にその損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、職員の懲戒について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。